

## 売買取引基本規定事項

弊社は御社と継続的商品の売買に関する次の基本的規定事項を定める。

(本規定の目的)

第1条 本規定は、製品の安定かつ円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。

(本規定の適用)

第2条 本規定に定める事項は、弊社と御社の間に行われる商品の売買取引の全てに適用される。

(個別規定)

第3条 本規定に定める事項の外、商品名、規格、数量、単価、納期、引渡し条件等売買に必要な事項は、原則として個別的な売買取引時の発注書または、これに準ずる方法によって定めるものとする。この規定は注文書、請書の交付時に成立する。

(商品の引渡しの成立)

第4条 弊社は個別規定約に定める期限内に商品を引渡し場所に持参して御社に引渡し、御社は商品取引後15日以内に検査する。

1. 商品の引渡しは御社の検査終了と同時に完了する。検査の遅延により弊社に生じた損害は、御社の負担とする。

(所有権の移転)

第5条 商品の所有権は、御社が売買代金を完済したときに弊社から御社に移転する。

(代金の支払方法)

第6条 売買代金は別段の定めのない限り、現金・手形で支払う。

(返品)

第7条 御社は次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として商品を弊社に返品することができない。

- ① 引渡された商品に、弊社の責に帰す理由での破損、汚損その他の瑕疵があった場合。
- ② 引渡された商品が注文と異なった場合。

1. その他やむを得ず御社が弊社に返品をする場合は、引渡された日から30日以内に行わなければならない。

(期限の利益の喪失)

第8条 下記の各号の場合に、弊社は御社に対しただちに債務の金額の支払いを請求できる。

- ① 御社が弊社に対する売買代金支払い債務その他一切の債務につき支払い義務を怠ったとき。
- ② 御社が差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分の申立を受け、あるいは公権力の処分を受けたとき。
- ③ 御社が手形、小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、または和議、会社整理等法的措置等により営業継続が困難になったとき。
- ④ その他前各号に準ずる事態の他、弊社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(特約事項)

第9条 御社および弊社は本規定の目的と実施を円滑にするために、双方が事前確認の上、特約事項として追加することができる。

(規定の疑義)

第10条 本規定の解釈について疑義が生じた場合は、商法、民法、独占禁止法その他関係法令及び規定の趣旨に従い、御社弊社協議の上決定するものとする。